

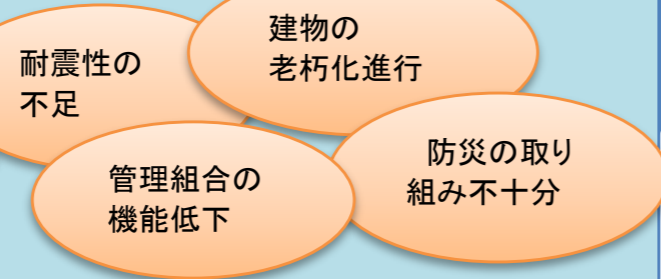
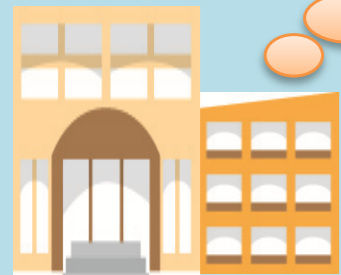
マンション防災対策の取り組み

新宿区中高層マンション防災対策ガイドライン策定しました

背景

- 区内の全住宅のうちマンション等の共同住宅が約8割で、マンションの高層化も進んでいます。
- 一方、防災倉庫の設置や耐震化、避難マニュアルの策定等の自主的な防災対策を行っているマンションは少ないのが現状です。
- 地震発生時にエレベーターや給排水設備、電気設備、ガス設備などに大きな被害が発生するおそれや、外壁落下、高層階の孤立化など、マンション特有の課題に対応し、マンション防災対策の充実・強化に取り組むため、ガイドラインを策定しました。

現状



→ **マンション防災対策の充実・強化が課題**

《マンション防災対策における区の基本的考え方》

居住者・管理組合・事業者と新宿区が一体となって、ハード面・ソフト面の両方から対策を検討し、マンションの防災機能の維持・向上を図る。

《対象とする共同住宅》

中高層マンション（概ね5階以上の共同住宅）

中高層マンション以外の共同住宅についても、一定の規模があり、居住者が連帯して対応できる共助体制を整えているものについては、本方針に準ずる

《基本方針》

- 耐震性が確保されているマンションについては、**在宅避難を原則とした対策**を進める
- マンション**住民一人ひとりの防災意識の向上**を図る
- 自主防災組織の結成**を推進する

庁内体制

関係部署(危機管理課・建築指導課・防災都市づくり課・住宅課)が情報共有・連携し、マンション防災対策の総合的な向上を目指します

30年度からの取り組み

マンション設計段階で防災設備の整備を協議

(事業者への事前協議)

- 備蓄倉庫の設置
- 受水槽、高架水槽への感震器連動型止水弁の設置
- エレベーターの閉じ込め防止対策の措置 など



ハード面

受水槽設備

マンション管理組合の機能強化による 防災意識の向上と体制づくり

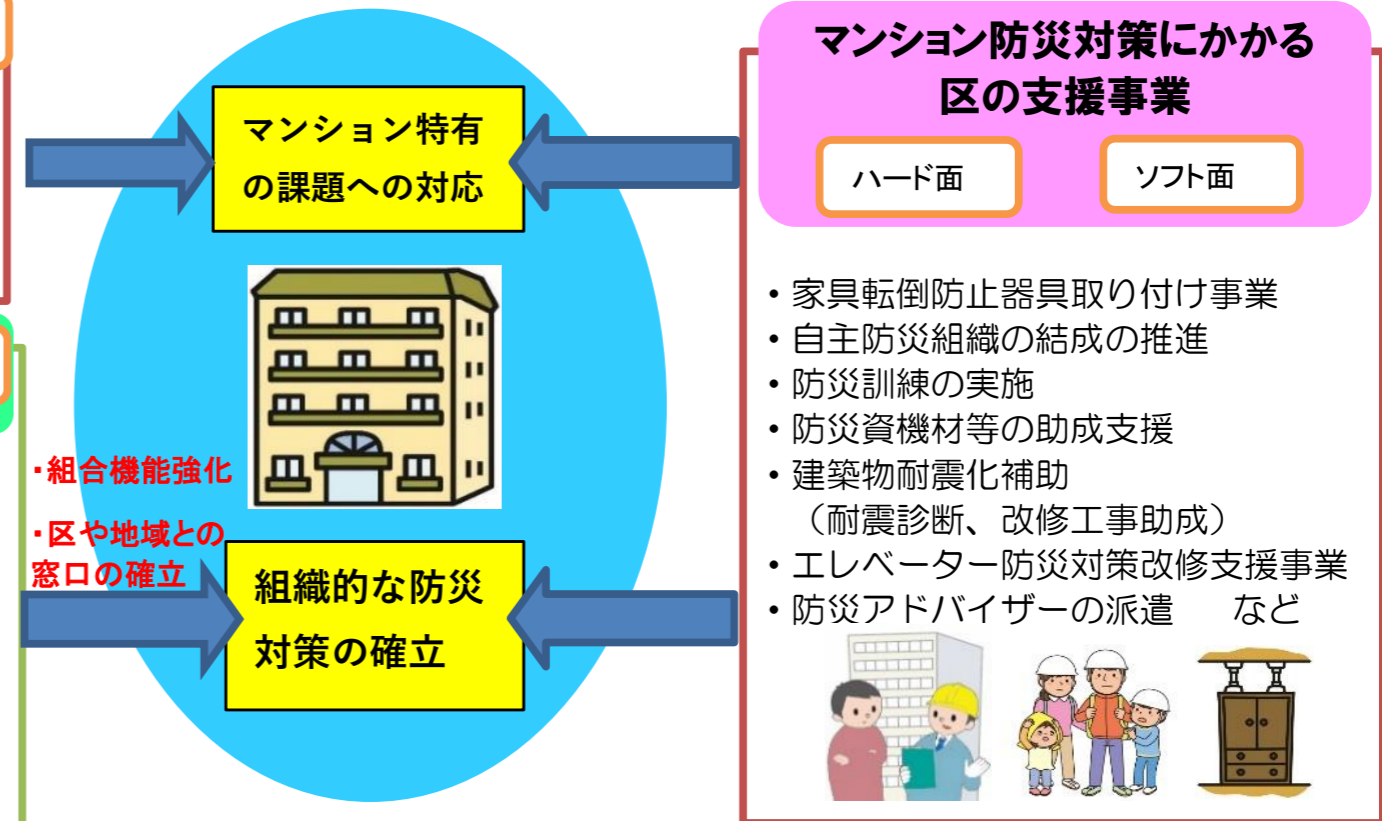
マンション防災対策にあたっては、居住者一人ひとりの意識を向上させることとあわせて、マンションで防災対策を進めるための体制づくりが不可欠です。

→ (戸別訪問やポスティング、郵送等による周知活動の実施)

マンション管理組合や所有者等に対して、「管理相談員派遣制度」や「マンション管理セミナー」、「建築物耐震化支援事業」や「自主防災組織結成支援」をはじめとするマンション防災対策にかかる区の支援制度を個別に周知するとともに、区窓口での個別相談により、管理組合の機能強化と防災対策の体制づくりにつなげます。



ソフト面



マンション防災対策にかかる 区の支援事業

ハード面

ソフト面

- 家具転倒防止器具取り付け事業
- 自主防災組織の結成の推進
- 防災訓練の実施
- 防災資機材等の助成支援
- 建築物耐震化補助 (耐震診断、改修工事助成)
- エレベーター防災対策改修支援事業
- 防災アドバイザーの派遣 など

